

資料 1

## **ごみ焼却施設等検討特別委員会の審議の経過について**

---

# ごみ焼却施設等検討特別委員会の設置

## 1. 特別委員会の調査の目的

奈良市の喫緊の課題である新クリーンセンター建設に向けた議論について、候補地選定に至るプロセスが非常に重要である点を鑑み、次の6点を調査目的とする「ごみ焼却施設等検討特別委員会」が令和7年9月定例会において設置されることとなりました。

1. 国庫補助金等の対象範囲の調査と検討
2. ごみ焼却施設とリサイクル施設の分離方式及び防災の観点からごみ焼却施設の分散の可能性などの検討
3. 最小限度の敷地面積で施設を整備した場合を想定した、遊休市有地あるいは塩漬け土地の調査
4. 前述した3項目の検討と調査を踏まえた複数の候補地の検討
5. ごみ焼却施設のインシャルコストだけではなく、ランニングコストも含めたトータルコストの調査と検討
6. 前述した5つの観点で最適な解を検討し市民に分かりやすく示していくこと

## 2. 請願第2号の審議

「奈良市クリーンセンターの建設計画を一旦白紙に戻し基本的に見直すことを求める請願」が奈良・都跡地域クリーンセンター建設反対の会、六条東町自治会会长ほか10名より提出され、特別委員会において審議されることとなりました。請願の趣旨は「建設用地について、策定委員会より七条町・北之庄町・大和田町の3箇所が適しているとの答申に従って事業を進めようとしているが、特に七条地区は多々問題があることから、4つの観点で再検証をお願いするもの」とされています。

1. 七条地区の選定過程について検証を行うこと
2. 公告調停・策定委員会での決定事項の法的効力について検証を行うこと
3. 現計画の建設維持コストについて検証を行うこと
4. 現公告調停そのものについて再検証を行うこと

## 3. 3候補地を調査するための補正予算の検討

市は最終候補地を決定するため、令和7年9月定例会において、策定委員会からクリーンセンターの建設地として適していると答申を受けた3候補地について、地質調査等の調査及び比較検討を行うための補正予算を計上しました（審議の結果、現在継続審査となっています）。調査内容の概要は以下のとおりとなります。

### 補正予算の調査内容の概要

施設配置・造成計画の検討	3候補地について、各種法規制への対応の他、ごみ搬入ルート、近接する住宅への配慮、現況自然環境改変への配慮、災害リスクへの配慮等の観点から、合理的な概略造成計画・概略施設配置を検討する。
地質調査	3候補地の代表点の地質調査を行うことで、必要な造成費用を算出するための基礎資料とする。
建設費概算見積徴収	施設配置等の検討結果を踏まえ、プラントメーカーを対象に建設工事費の概算見積の徴収を行う。
アクセス道路検討	検討したアクセス道のルートを踏まえ、アクセス道の概算事業費を検討する。
地域振興策の検討	最新の地域振興策の事例を整理し、各候補地の状況に合うような地域振興策を検討することで、将来のまちづくりの可能性を含めた各候補地の評価を行う。
パース作成	各候補地の施設パースを作成し、施設建設イメージを視覚的にわかりやすく伝える。
交通量調査・交通量推計	交通量調査を行い、各候補地周辺の交通への影響を明らかにする。

# ごみ焼却施設等検討特別委員会での意見（令和7年9月24日）

令和7年9月24日に開催された特別委員会では、請願第2号や補正予算、調査事件について、質疑・答弁が行われ、各議員からの意見の概要は以下のとおりでした。また、審議の結果、請願第2号と補正予算について、継続審査されることとなりました。

## 各委員の意見の概要（令和7年9月24日）

現地建替の費用を出し、その建設費用や周辺整備費用の差を奈良市民に見せることもまた誠意ではないかと考える。差が出ているから、市財政のことや、それを負担する市民全体のこととも考えて、現地建替にするということもあるのではないか。

市は洪水浸水想定区域だからといって費用が変わらないと説明しているが、やはり変わってくるはずであり、きっちりと検証するべき。また、物価高という観点を否定しないが、他の自治体と比較して、単に物価高により数百億円の差が出ているのであれば、それを証明すべきであり、特別委員会の中で検証していきたい。

市の独断専行で進めることのないように、地域住民との合意形成を大前提とすること、現在検討を進めている単独での施設整備に向けて、公平公正な観点での検証の上に決定されることを強く望む。

北之庄町が3候補地のうちの1つになっていることについて、地元は市から話を聞いておらず、来たら反対すると言っている。答申により3候補地に決まった時点で地元に伝えるべきであり、市の進め方に疑惑が残る。

調停条項は大事だが、施設の性格上、市民全体のプラスも考えて、現地建替のコストを算出したうえで、特別委員会で審査すべき。20年やって適地が見つからなかったという事実を議員としても真摯に受けとめ、市は柔軟な姿勢を示すときではないか。

施設整備基本計画案の建設費は、一般的な焼却施設を建設したことを想定した場合の金額であり、請願第2号の複雑・特異という指摘は事実とは異なると理解した。

公害調停は市と公害調停申請人と双方合意のもと和解したものであり、請願第2号における調停条項の法的効力の解釈は、理事者の見解だけでなく、もう一方の当事者である公害調停申請人の意見も踏まえて審査することが公平な姿勢ではないか。

市有地を根拠として候補地を探ることが大変厳しい状況にあることが判明した。施設の分離可能性、未利用地について、市有地であることという観点がどの程度の重みがあるのか疑問に思う。10haを買収するという想定の中で、基準を5haにすればその半分で済むとか、そういう単純なものでないと理解した。

今回の補正予算に計上された3候補地の調査費の否決は事業の停滞を招くことになる。議会側からは、答申が出たあたりから、分散設置や広域化の再検討など、後戻りさせるような議論が始めたと理解している。急激な物価上昇が足かせになっており、請願が再検討に値するのか審議する必要がある。

調停条項の遵守は、議会でも全会一致で可決されて以降、市の姿勢がぶれたことがないと認識している。請願第2号の内容について、本日、各委員に配布された田中弁護士（公害調停申請人の代理人弁護士）の意見書があるが、この内容も精査していく必要があり、請願第2号は慎重に審議をすべき。

請願第2号にあるような、計画を一旦白紙に戻し再検証を求めるることは、現工場の深刻な老朽化を考えると、白紙にはできない問題と考える。候補地議論は、策定委員会から答申を受け、市民や議会から理解を得ながら、可能な限り早期決着をしなければならず、そのためにも候補地への調査は必要であると考える。

# ごみ焼却施設等検討特別委員会での意見（令和7年11月18日①）

令和7年11月18日に開催された特別委員会では、9月24日に引き続き質疑・答弁が行われ、各議員からの意見の概要は以下のとおりでした。審議の結果、請願第2号と補正予算は継続審査されることとなりました。

## 各委員の意見の概要（令和7年11月18日①）

現在の施設の老朽化状況を踏まえると早急に審議を進める必要があると認識している。また、公害調停は十分理解できるが、一方で、現在の社会状況や施設の状況を踏まえると、現地建替を検討しないのではなく、市民にコスト比較を表して検討を重ねるという姿勢が大事であると考える。

液状化リスクは策定委員会においてP-L値で評価されたが、調査してからリスクを判断するものであり、現段階で七条地区が有する懸念が解消されたわけではない。液状化以外にも浸水リスクが想定される七条地区は、災害の観点から見ても、適切な場所とは言ひがたく、わざわざ候補地として選定される場所ではないものと考える。

土地費用、測量・地質調査費用、道路工事などの付帯費用の概算については、仮試算でもよいので出していただきたい。

請願第2号で提起されている内容の検証を行うための基礎情報が十分でないという点、適正な審査が必要という点、基本計画のパース図面のイメージや施設整備費450億円の内訳について市民が正確に認識していない点を踏まえると、請願第2号は継続審査すべき。

策定委員会から出された3候補地で進めていく方針を市は示すが、請願が市民から相次いで出され、議会で採択されたという事実に一切触れていないことは議会軽視であり、七条地区が候補地として残っていることに公平性が欠けると考える。

過剰投資とならないよう、ごみ焼却量の推計値については正確な数値を提示するよう求める。

公害調停は法的拘束力のある契約であり、市は遵守すべき。一方的な破棄により、市民と市の約束が今後、様々なところに影響すると危惧する。調停を順守し、市の責任として事業を進めることを求める。

策定委員会の答申を尊重し、調査予算は採決すべき。継続審査はスケジュール遅延を招くものであり、早期の予算承認を求める。

環境省が示しているプラスチックを含めたごみの問題について、市の計画に連動していくことが必要であり、焼却量をさらに減らして、環境政策と新クリーンセンターの建設に生かしていくことも可能と考える。

議会は調査予算を継続審査とし、必要な行政行為を先送りにしており、計画全体が重大な遅延をきたしている。県の公害審査会も市も移転を急ぐべきと方向性を示しているにも関わらず、市民の安全確保という行政の義務の履行に対して議会だけがブレーキをかけていると受け取られかねない。

9月補正予算の継続審査が、県の公害審査会からの義務履行勧告に繋がったと認識する。議会は補正予算を可決し、市は比較調査を進め、事業を着実に進めるべきである。

人口減少により、ごみ量の減少、財政規模の縮小が進行することから、コンパクトで持続可能なごみ処理体制が必要とされる。分離建設は施設の二重化、運営コストの膨張につながり、国の方針とも逆行するため望ましくないと考える。また、今から分離建設の議論を1からすることは重大な遅延リスクが含まれる。

# ごみ焼却施設等検討特別委員会での意見（令和7年11月18日②）

※令和7年11月18日の特別委員会では多くの意見が出されたため、2ページにわたり記載しております。

## 各委員の意見の概要（令和7年11月18日②）

一部の地元住民や特定の事業者だけが利するのであれば、大きな費用をかけない形で建設する方が市のためになると考える。また、同じ敷地に何が必要で、どの施設が離れてもいいかという線引きによって、必要面積が変わり、それが様々な候補地の可能性に広がるのではないか。市として求められていることを精査しながら構想を検討していただきたい。

市が調停を遵守することは理解できるが、間違った主張（住民間不平等の問題、現地建替の場合、十分な環境配慮施設とすることで膨大な費用が必要で経済的に不合理）により調停が締結されたのであれば、約3000人の一部の市民だけではなく、全市民に説明する責任があると考える。

処理量減少に対応し、施設・敷地規模を縮小することや分離建設により、候補地の選択肢が増えるのではないか。また、七条地区のような浸水リスクが高い場所での運営費用について、立地場所により運営事業費が左右されることは考えにくいとのことだが、その可能性はないことはないとも推測する。

請願が採択されたにも関わらず七条地区が候補地に入っていることに疑問がある。七条町を除いた2候補地の調査予算とすれば賛成する。

地域課題を解決していく施設ということであれば、様々な地域から検討してみようかというところが出てくると思う。調査予算は少しのあいだ我慢して、調査ぐらいしてみようかという地域とコンタクトをしていく必要があるのではないか。

施設建設の概算費用の算出を要望する意見があるが、調査しなければ概算予算も出せないと考える。それがわかっているにかかわらず、継続審査としようとする今の議会のあり方には問題があると考える。

策定委員会から答申があったにもかかわらず調査予算が認められない現状は異常であり、迅速な結論を出すべき。時間だけが経過している今の状況は市民の思いとはかけ離れている。

広域化は国策であり、県市連携で広域化の実現を目指すべきであり、県内のごみ処理施設を一体運営するような組織を設置すべき。また、将来的に奈良市に人口が集中することも想定して人口想定に基づいた施設を建設してほしい。

七条町が入っていることがネックであるのなら、議会が補正予算を減額修正したらいいだけの話であり、それを市に減額して出し直してもらう必要性は一切ないと思う。

調査予算が継続審査となった理由がよくわからない。七条町が入ってるからとか、現地建替の調査が入ってないとか、それぞれ反対する理由をまとめていただきたい。

# ごみ焼却施設等検討特別委員会での意見（令和7年12月10日、15日）

令和7年12月10日及び15日に開催された特別委員会では、11月18日に引き続き質疑・答弁が行われ、審議の結果、請願第2号と補正予算は継続審査されることとなりました。なお、12月10日の特別委員会では、明治地区自治協議会より、地質調査の相談に応じること、神殿町周辺地域を候補地として受け入れるか検討する余地があることを趣旨とした「ゴミ処理施設建設候補地選考に関する提言」が提出されました。

## 各委員の意見の概要（令和7年12月10日）

公害調停申請人が住民間不平等を訴えていたにもかかわらず、策定委員会において大和郡山市清掃センターが隣接する七条地区を候補地とすることは、公害調停の前提を放棄していると捉えられ、見直す必要があるのではないか。

請願第2号における現地建替コストも含めて検証すべきとの声は、他の市民も同様に疑問・懸念を抱いてると推察されるため、現地建替とその他の候補地のコスト比較を市民に説明することが議員として求められていると考える。

20年のときを経て、社会情勢・防災意識の変化、市民感情に照らせば、採択された請願の重みを受けとめ、公害調停にとらわれず、現地建替の可能性も含め、真に市民全体の利益を最大化する選択肢を再検証すべき。

七条町は隣接地に既にクリーンセンターがあり、住民公平性の観点から即刻候補地から外すべき。策定委員会では住民公平性の観点から議論されておらず、点数づけでも請願の思いを十分に加味されていなかった。七条町は災害リスクが高く、防災拠点となる施設が立地に深刻な災害リスクを抱えていることは許されない。

公害調停が現に存在すること、また、住民側から取り下げられたわけでもないことから、これを市が遵守をすることは、行政としての基本姿勢であると考える。公害調停に基づいた建設計画の議論を進めていくことが必要である。

必要最小限度の敷地・延床面積は調査しないと積算も比較もできないと考える。また候補地によってポテンシャルは異なり、それぞれに合わせた計画が必要であり、調査予算を前に進めていく必要があると考える。

明治地区自治協議会より提言のあった地域を含め、一刻も早く調査してもらいながら、リサイクル施設などの分離設置も含めた中での議論を進めていきたい。

委員からは、現地建替の費用を計算すべきとの意見をする一方、現地建替を前提に考えていないという非常に矛盾した質疑をされている。

## 各委員の意見の概要（令和7年12月15日）

明治地区自治協議会から提言が出された段階であり、議会で何も審議することはできないし、仮に策定委員会の答申が出たとしても、その取扱いは市長の判断となる。候補地が3から4に変われば調査予算の増額が伴うものであり、そこで改めて、議会が提言について審議できるようになるというプロセスであることを確認した。

今後、請願が出れば、行政としてその場所を除外しなければならないという形の判断はあってはならないと考える。一方で、請願を無視するのではなく、今までなぜ請願が出てきたのかということを、行政側として考えていただきたい。請願が出ていた七条地区への説明が十分ではないと考える。

市が策定委員会に明治地区自治協議会からの提言について諮るという意思表示をしないければ、これ以上の議論を本特別委員会ではあるのは難しい。明治地区自治協議会からの提言を踏まえて、策定委員会で議論するようお願いする。



特別委員会において全委員の意見を確認した結果、明治地区自治協議会から提言のあった神殿町周辺地域について、策定委員会で審議いただくべきとの意見が多数であった。

請願第2号

奈良市クリーンセンターの建設計画を一旦白紙に戻し基本的に見直すことを求める請願  
(ごみ焼却施設等検討特別委員会付託)

令和7年9月4日受理

請願者



奈良・都跡地域クリーンセンター建設反対の会  
六条東町自治会会长

松山 健 外10名

紹介議員

佐野和則 森田一成  
九里雄二

主旨

奈良市新クリーンセンターの建設用地については、令和7年6月3日、奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会（以下策定委員会）より、七条町、北之庄町及び大和田町の3か所が適しているとの答申がなされました。

今後この答申に従って事業を進めること、特にこれまで仲川市長が執着してきた七条地区にごみ焼却施設を建設することについては多々問題がございますので、七条地区の選定過程、公害調停及び策定委員会の答申の効力、焼却施設建設・維持・収集運搬コスト等について、再検証をお願いするものです。

1. 七条地区選定過程について検証を行うこと。

七条地区がクリーンセンターの候補地として浮上したのは、奈良県が進める焼却施設の広域処理に奈良市も加わろうとしたことに端を発します。

奈良県北部地域の廃棄物広域処理につきましては、平成29年2月20日（第1回）から大和郡山市、生駒市及び平群町の3市町が合同勉強会を持ち意見交換を行っておりました。（第5回から斑鳩町が参加）

平成30年2月6日の第4回合同勉強会に奈良市が割り込む形で参加、奈良市七条地区に建設することを前提に、令和3年2月に七条地区における環境影響評価（配慮書）の縦覧・意見公募の公告、3月には奈良県環境影響審議会環境影響審査部会委員による現地確認、その後奈良県環境審議会に諮問、方法書の作成等具体的スケジュールなどを示すなど、先行的に事務を進めました。

こうした奈良市の前のめりの姿勢に対し、他の市町は単なる勉強会を奈良市の施策に利用されては困る、各市町にはそれぞれの事情があると困惑、大和郡山市上田 清市長は、「勉強の場だったはずが、具体的にどこに何を建てるかという話に変わっていき、ここ1、2年は奈良市の方針が勉強会で決まったことのように報道されていき、違和感を感じていた。大和郡山市が声を掛けて始めた勉強会が、庇を貸して母屋を取られる形となった」と不快感を示しています。（令和3年9月8日、奈良新聞）

奈良県も広域化は望ましいものではあるが、各自治体の事情も尊重しなければならないとし、合同勉強会参加市町は広域化から次々離脱し、仲川市長のもろみは破綻いたしました。

この間、七条地区住民のみならず、他市町の事情をも軽視、無視した独断専行による不当なものであったと言わざるを得ず、七条地区での焼却場の建設計画は仲川市長の独断専行、失政の遺物であり、その尻拭いのために七条地区住民の心を踏みにじられてはたまらないといううのが七条地区住民の気持ちであります。（地元の意向に関しては、昨年度提出済みの請願第4号、第7号、第9号及び第10号を参照ください。）

策定委員会の審議においても、七条地区ありきで進められたことは、市長寄りの委員構成、審議経過を見ても明らかであります。

また、今回の策定委員会の答申においては、総合評価を行った7地点で市街地、山間部を問わず七条地区と同様の施設整備（工場全体を緑で覆い、浸水対策のため焼却炉を高所に設置するなど）を行うとして評価づけを行い、七条地区の評価点が高くなるような操作が行われております。答申内容及び答申に至る過程に関しましても細部の検証をお願いいたします。

2. 公害調停及び策定委員会での決定事項の法的効力についての検証を行うこと。

池田直樹弁護士（あすなろ法律事務所、日本弁護士連合会公害環境委員会委員長、関西学院大学法科教授）によれば、

（1）公害調停の効力について

公害調停は申請人個々人と奈良市との民事上の契約条項と行政上の政治的公約（政策指針）の条項との複合契約であり、公害調停の条項を強制できるかどうかについては、まず、調停の各条項についてそれが民事上の義務を定める趣旨のものなのか、それとも行政上の政治条項なのかを解釈によって定める必要がある。

（2）行政を相手方とした公害調停において、申請人は強制執行の債務名義を得ることができるかについては以下のとおり。

公害調停の各条項が定められた目的、経過を前提にしたその条項の解釈によって決まる。ただし、公共団体が相手方になって公害調停をしている場合には、各条項については明文で努力義務の書き方（最大限の努力をするなど）をしておらず、義務と読めるように書かれていても（～移転するなど）、財政面（移転する場合と移転しない場合の予算の違いなど）や公共の福祉や住民間の公平性など様々な要素があり、将来のことについて一義的な義務として定めたとまでは言えない政治的公約にすぎない、と読むことの方が多い。

（3）調停の内容が、①健康被害に係る損害賠償請求のように申請人個人限りの場合と、②施設の移転請求のように奈良市（市の行政）あるいは奈良市民全体（税の公平性）に関わる問題の場合の違いについて、①はその条項が民事上の義務規定として解釈できる、②はその条項が民事上の努力義務の規定ないし将来における政治的方針を定めた政治的公約として解釈できる。

（4）公害調停により施設の移転に合意したとしても、（努力して探したが）現在地以外に適地がない場合、移転しないことを申し入れることはできる。公共施設の立地場所を決める権利を放棄することはない。

（5）違約金や賠償金の発生について、②の条項に当たると解されれば損害賠償などは出でこない。とはいえ、努力義務や公約であったとしても、約束は約束だから、きちんとした手続を踏んで、つまり移転すべきか建て替えが合理的かをきちんと比較検討するといった手続を踏んだ上で、地元をないがしろにしないように配慮すべきではある。（建て替え時の地元還元などはきちんと考えるべき）

（6）奈良市監査委員の、「公害調停が公害調停申請人と市との間で合意のあった事項を取りまとめたものである以上、その合意によって生じる法的拘束力は、あくまでも当事者間の

権利義務にのみ及ぶものと考える。したがって、当該拘束力が七条地区において当然に発生するものとは言えず、結果的に公害調停第2条の規定をそのまま七条地区に当てはめて判断することはできないとの意見に関し、まず前半は正しい。公害調停の条項の中に民事的合意と解釈できる条項が入っていたとしても、合意は当事者間のものなので他の市民にその効力は及ばない。その結果、後半部分も正しい。つまり移転候補先に対して、地元の住民との合意があるから、移転を受け入れよ、という論理は法的には成り立たない。

市としては、あくまで元の地域との住民との合意を守るために、受け入れをしてほしいという要請の一つの政治的根拠として公害調停条項を使うしかない。

(7) 公害調停の効力について、当事者以外に効力が及ぼぬとして、策定委員会の答申等を全く無視してもよいかについて、仮に一部の市民とでもあっても、民事上の合意条項としての条項があれば、誠実に履行すべきであるし（例えば公害対策の具体的な条項など）、将来の移転のような政治的条項であったとしても、迷惑施設を長期にわたって受け入れている地元が負っている重みは受け止めて、法的義務かどうかを別としても約束どおりの移転をまずは十分に検討した上で、それでもなお別の案と比較検討した結果、移転しない方が合理的だから地元と再度協議したいというように慎重な検討過程を経るべきである。

(8) 現公害調停を解約できるかについて、もともと公害調停に解約という手続はない。もつとも合意（和解契約）である以上、民法でいう「解除」はあり得る。

しかし、解除は債務不履行を受けた相手方が行うものである。住民が市が義務を履行しないから解除するというのなら分かるが、市側から解除するとしても住民側の債務不履行はない以上、市には解除事由がない。

移転条項は、もともと履行強制できる規定ではなく、公約にすぎないと考える方が自然な解釈であり、移転の検討や努力をしたものの、市及び議会の協議の結果、現地での建て替えが合理的だと判断したため、公害調停にもかかわらず、建て替えを選択したい、つまり「公約変更」をしたいという言い方が一番穏当ではないか。

(9) 公害調停の申請時と現在状況を比較すると、環境被害はなく、申請時と現計画では施設規模が大幅に小さくなっている、かつ現在の焼却場は国道24号に隣接し、収集車の出入り、市民持ち込みの便がよく、新たに用地を取得する必要もない。また、現在地での建設経費が七条地区に比して数百億円少ない。以上のことから、新焼却場は現在地での建て替えが妥当であると判断することに問題はないかについて、まさにこの検討こそが議会制民主主義によって議会が行う役割であり、行政に対するチェック機能もある。公害調停の根拠そのものを頭から否定するのではなく、時代の変遷と財政上の問題、さらには市民の利便性や嫌忌施設を受け入れる地元への還元について議会が議論を尽くして、政策変更を迫るべきだと思う。

（以上が池田直樹弁護士の御意見）

七条地区住民としては、池田弁護士の御意見と、上記（6）の「議会からの監査請求に係る監査の結果について（報告）奈監第112号 令和6年1月13日」で示されたとおり、本公害調停内容は七条地区にその効力は及ばず、従って策定委員会での決定事項（答申）に従う必要はないと考えています。

### 3. 現計画の建設維持コストについて検証を行うこと。

奈良市及び他事業体の事業費を、奈良市と同規模（日処理量290トン）の岡山県倉敷市、北海道函館市、奈良県山辺・県北西部広域環境衛生組合、広島県広島市、長崎県県央県南広

域環境組合及び北海道十勝圏複合事務組合の6事業体と奈良市との比較を行いました。

まず奈良市の事業費について、基本計画では、施設整備費は450億円、業務運営費は350億円（年間14億円×25年稼働として）、総額800億円となります。（ただし用地取得費、地質調査費、地盤改良等基礎工事は入っていません）

この金額と6事業体との比較は以下のとおりです。

	奈良市	6事業体
処理量（t／日）	290	284～300
施設整備費	450億円	290～337億円
（焼却炉＋リサイクル施設）		
運営業務費	350億円	135～234億円
総事業費	800億円	376～571億円
トン当たり単価	2.76億円	1.25～2.01億円
（6事業体のうち、焼却炉のみを整備する場合の施設整備費は、焼却炉整備費に1.25を乗じる補正を行っている。）		

このように、奈良市の計画は他事業体に比べて1.5倍から2倍高額です。特に同じ奈良県で整備される奈良県山辺・県北西部広域環境衛生組合の総事業費は538億円で、奈良市の計画は200億円以上回ります。

その理由は明らかで、現基本計画の施設は複雑、特異であり建設コスト、維持管理コストは当然かさみます。奈良市の財政状況が良好とは言えない中でかような無駄遣いは許されるものではないと考えます。

奈良市議会におかれましては、七条地区以外の場所（現地建て替えも含む）に焼却場を建設する場合の建設・維持・収集運搬コストにつきまして十分検証いただくようお願いいたします。

なお、通常の焼却場に關しましては、上記6事業体の例から見て、建設・維持コストは400～500億円（30～35年稼働）、収集運搬コストは環境清美工場の実績から見て、年間約10億円程度と思慮されます。

奈良市議会におかれましては、現計画のように高額な施設の建設を認めてよいものなのか、すでにパブリックコメントは経っているものの高額な建設維持コストに触れていない不十分な情報に基づくものなので参考になりません。むしろ議会の承認を得ていない違法とも言える意見公募であったと思慮されることも踏まえ、慎重審議をお願いします。

奈良市の財政力指数は年々減少、令和4年度で0.725（1以上が望ましい）。経常収支比率は令和4年度に9.6.9%に悪化（8.0%以下が望ましい）。将来負担比率は令和4年度で6.2中核市中5.4位と低位にあるなどに御留意ください。

### 4. 現公害調停そのものについて再検証を行うこと。

「公害調停の記録」によれば、現公害調停の申請は以下の5項目の申請事由に基づき行われました。

（1）焼却による環境汚染問題（膨大な環境汚染物質が発生する。煙突が低く、立地が低い。左京小学校の耳鼻咽喉科疾患発生率が高い。健康調査が一度も行われていない。）

（2）清掃工場の立地問題（1960年の旧建設省の「計画標準（案）」では、ごみ焼却場は「市街地から500メートル以上離れた場所を選ぶこと」、「300メートル以内に学校、

病院、住宅群、または公園がないこと」となっている。)

(3) 奈良市による移転約束

1992年の住民説明会以後、清掃工場は移転すると受け止めた人が多く、それが調停申請に踏み切る大きな動機になっている。

(4) 住民間不平等の問題

これまで高濃度ダイオキシンに暴露され、向こう30年間有害性が疑われる環境汚染にさらされることは、憲法14条（人権の平等原則）、憲法13条（幸福追求権、自然的環境権）、憲法25条（生存権、社会的環境権）の観点から、住民の時間差による持ち回りによって解決すべきである。

(5) 建て替え計画の不合理性

新炉の計画は510トン/日であり、ごみ減量を言いながら規模拡大はおかしい。現在地の建て替えの場合、十分な環境配慮に膨大な費用の投入が必要で、経済的にも不合理である。

（以上、公害調停申請事由）

以上の申請事由を以下により検証いたします。

(1) の健康被害については、調停委員自身が明確に否定しています。すなわち公害調停申請要件を欠いたまま調停が進められたわけで、本来当該公害調停は無効であると思慮されます。

(2) の清掃工場の立地に関し、申請人が引き合いにしている、旧建設省「計画標準（案）」は平成12年に廃止されており、調停申請のなされた平成15年時点では、都市計画運用指針（平成12年12月 建設省）が施行されており、同運用指針には距離による立地制限の規定はありません。申請人らは本都市計画運用指針の存在は知り得たにもかかわらず、廃止された基準を基に審査を求めるのは不当としか言いようがないと考えます。

本運用指針では、廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項として、施設の位置については、①主な搬出入のための道路が整備されていること。②工業系の用途地域が望ましいこと。③災害の発生するおそれが高い区域は望ましくないこと。④敷地の周囲は緑地による修景と敷地外との遮断が望ましいこと。⑤地域における熱供給源として整備することを挙げています。（なお、七条地区は市街化調整区域で国道24号に隣接はしていません。現環境清美工場は第一種中高層住居専用地域で、国道24号に隣接しています。災害発生面では七条地区は洪水浸水想定区域にあります。また、運用指針では触れられていませんが、七条地区は世界遺産唐招提寺、薬師寺に近接し、古都奈良の歴史的景観を保全すべき文化的にも重要な地域です。）

(3) の奈良市との移転約束については、そのように受け取った住民がいたというだけで移転約束があったわけではありません。これに対し七条地区においては、大和郡山市清掃センターと一体となることから、七条地区に2本の煙突は立たないと、議会と地元説明で奈良市及び仲川市長は明言しています。

(4) の住民間不平等の問題については、奈良市内のどこに焼却場を設置しても生ずることである。この点に関し池田直樹氏は、「公害調停を行っていた地元に対して、長年嫌忌施設を受け入れてきたことへの感謝と敬意を持って、政策変更の必要性と現在の技術の下での環境リスクの低減について十分説明を尽くし、仮に受け入れ継続が現実的な選択肢となるのであれば、その条件としての地元に対する利益還元について誠意をもって行うように努力すべきである。もし、そういうプロセスを欠くと、現在の地元は、嫌忌施設をさらに長年継続して押しつけられるだけで不公平だと受け取ると思う。」と述べられています。

奈良市内のどこでごみ焼却施設を建設するにしても、熱供給等地元への還元策は必須事項であります。

(5) 建て替え計画の不合理性について、新クリーンセンターの炉の焼却能力は290トン/日であるが、大和郡山市清掃センター（180トン/日）と合わせると470トン/日となる。左京地区においては、当時の計画が510トン/日であったものが、290トン/日に減少する。七条地区が受けける470トン/日よりはるかに負担は小さいと考えます。

大和郡山市清掃センターの近傍に位置する七条地区は、奈良市内でごみ焼却場による環境被害を最も受けやすい地域であることを御認識ください。

以上を踏まえ慎重かつ十分な御審議をお願いいたします。